



バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正と それに伴う対応について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和6年7月31日



1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）
2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正
3. e-waste改正に伴う検討が必要な新たな規制対象物
4. 今後の予定

バーゼル条約COP15におけるe-wasteにかかる附属書改正



- 2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）において、**非有害な電気・電子機器廃棄物（e-waste）を新たに条約の規制対象に追加することが決定**。併せて同条約の対象となるe-wasteの規定方法の見直しが行われ、どのような性状・形状（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）のe-wasteが条約の規制対象となるのかが明確化された。
- 本改正により、**有害・非有害に関わらず、全てのe-wasteが条約の規制対象**となった。改正附属書は**2025年(令和7年)1月1日から発効**。

附属書の種類		主な改正内容
附属書Ⅱ	規制対象となる 非有害な廃棄物のリスト	従来附属書IXにB1110として規定されていた非有害なe-wasteを、Y49として本附属書に追加。併せて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を明確化。
附属書Ⅷ	規制対象となる 有害な廃棄物のリスト	従来A1180として規制されていた有害なe-wasteについて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を明確化。 ① 機器本体 a)鉛、カドミウム等を含む有害な機器 b)有害な部品（ブラウン管ガラス、水銀製品、PCB、基板、ディスプレイ等）を含む機器 ② 部品 有害な部品 ③ 処理に伴う廃棄物 処理した際に発生する有害な破砕物、分解物等
附属書Ⅸ	規制対象とならない 非有害な廃棄物のリスト	既存のe-wasteに関連する規定（B1110とB4030）を削除。

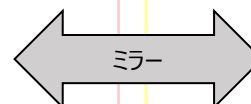
COP15 e-wasteに係る改正 新エントリーの構造

既存のA1180(条約附属書Ⅷ)を**明確化しA1181** を**新設** (規制対象となる有害な廃棄物のリスト)

- ①機器本体
a)鉛、カドミウム等を含む有害な機器
b)有害な部品（ブラウン管ガラス、水銀製品、
PCB、基板、ディスプレイ等）を含む機器

②部品
有害な部品

③処理に伴う廃棄物
上記機器本体や部品を処理した際に
発生する有害な破砕物・分解物等



Y49(条約附属書Ⅱ)の**新設** (規制対象となる**非有害な**廃棄物のリスト)

- ①機器本体
a)**非有害な**機器
b)**有害な部品を含まない**機器

②部品
非有害な部品

③処理に伴う廃棄物
上記機器本体や部品を処理した際に
発生する**非有害な**破砕物・分解物等

有害・非有害に関わらず全てのe-wasteが規制対象となる。

既存エントリA1180

電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず（注2）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含むもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B表の関連項目B1110参照）（注3）

注2 この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まない。
注3 PCBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

新エントリ A1181 （※暫定訳）

電気及び電子廃棄物（附属書ⅡのY49参照）（注4、注5）

- 電気及び電子機器廃棄物
 - (a) 附属書Ⅲの特性を示す程度に、カドミウム、鉛、水銀、有機ハロゲン化合物、若しくは他の附属書Ⅰの成分を含み、又はそれらの成分によって汚染されている当該廃棄物、又は、
 - (b) 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む、又はそれらの成分によって汚染されている当該部品（次のいずれかの部品を含むが、これらに限定されない。）
 - A表に掲げる陰極線管ガラス
 - A表に掲げる電池
 - 水銀を含有するスイッチ、ランプ、蛍光灯又は表示機器のバックライト
 - PCBを含むコンデンサ
 - 石綿を含む部品
 - 特定の回路基板
 - 特定の表示機器
 - 臭素系難燃剤を含有する特定のプラスチック部品
- A表の他の項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含み、又はそれらの成分によって汚染されている電気及び電子機器の廃部品
- 電気及び電子機器廃棄物又はそれらの廃部品の処理から生じる廃棄物（例えば、寸断又は破砕から生じる断片）で、A表の他の項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰの成分を含み、又はそれらの成分によって汚染されているもの

注4 このY49の規定は、二千二十五年一月一日に効力を発効する。

注5 機器、部品、又は電気及び電子機器廃棄物又は電気及び電子機器廃棄物の部品の処理から生じる廃棄物中のPCB又はPBBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

e-wasteに係る改正 附属書IXと附属書II

- 附属書IX（原則規制対象外）に規定されるB1110・B4030を削除し、附属書II（原則規制対象）にY49を新設

削除となる既存エントリ B1110

B1110 電気部品及び電子部品

- 金属又は合金のみから成る電子部品
- 電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくず（注3）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びP C Bコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Iの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれらを除去したもの（A表の関連項目A1180参照）
- 直接再利用（注4）を目的として再生利用又は最終処分（注5）を目的としない電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成物及び電線を含む。）

注3 この項目は、発電から生ずるくずを含まない。

注4 再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組立を含まない。

注5 一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。

削除となる既存エントリ B4030

B4030 使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの

新設エントリ Y49 （※暫定訳）

電気及び電子廃棄物（注3、注4）

- 電気及び電子機器廃棄物
 - (a) 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、それらの成分によって汚染されていない当該廃棄物、並びに、
 - (b) 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、又はそれらの成分によって汚染されていない当該部品（例えば、特定の回路基板、特定の表示機器）
- 附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、それらの成分によって汚染されていない電気及び電子機器の廃部品（例えば、特定の回路基板、特定の表示機器）
- 電気及び電子機器廃棄物又はそれらの廃部品の処理から生じる廃棄物（例えば、寸断又は破砕から生じる断片）で、附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、それらの成分によって汚染されていないもの

注3 この規定は、二千二十五年一月一日に効力を発効する。

注4 附属書ⅢのA表の関連項目A1181参照

- 適正なリサイクルを促進すべく、OECD加盟国間でのリサイクル目的の移動に関しては、バーゼル条約規制対象物の一部の手続きを適用除外としている。電子スクラップ（GC010・GC020）もその一例。
- 2022年のバーゼル条約締約国会議で有害性にかかわらず全てのe-wasteが条約の手続きの対象になったことを受けて、OECD事務局が電子スクラップ（e-scrap）にも手続きを導入する案を発表。
- そのため、OECDではどのような規制とすべきかの交渉を実施。
- 2024年5月、OECD理事会決定の下でのe-waste改正への対応が合意。廃基板類を始めとするe-scrapの規制はOECDで統一ルールを定めず、各国がそれぞれ決定することとなった。
- 日本では電子スクラップ再資源化体制が確立され、環境面で高水準の処理を実施。OECD加盟国より多くを輸入し再資源化することで世界的な資源循環の構築に貢献。



e-waste

(出典：The Global e-waste Monitor 2020: Quantities, flows and the circular economy potential. UNU and UNITAR)



電子スクラップの例：
プリント配線板

(出典：All Right Consultant & Development Co., Ltd.)

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）
- 2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正**
3. e-waste改正に伴う検討が必要な新たな規制対象物
4. 今後の予定

- **既存のA1180(条約附属書Ⅷ)を明確化しA1181を新設**（規制対象となる有害な廃棄物のリスト）するに伴い、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の**範囲等を定める省令（範囲省令）**」を以下のように改正することを検討。

別表第四の一の項第十八号

既存項目

十八 **電気部品又は電子部品のくず**であって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

A1180

改定案

十八 **電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はそれらの処理に伴い生ずるくず**であって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

A1181

- 既存のe-wasteに関連する規定（B1110とB4030）の削除に伴い、別表第三の一の項第十二号（**B1110該当**）と別表第三の四の項第三号（**B4030該当**）を削除。
- バーゼル法第二条第一号ロにおいて、特定有害廃棄物の定義として「条約附属書Ⅱに掲げる物」を記載しているため、附属書Ⅱに新設するY49はここに含まれることから、**Y49の新設に伴う範囲省令の改正はなし**。

e-waste改正に伴う範囲省令の改正



別表第四の一の項第十八号

既存項目

十八 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

＜共通項目（次に掲げる物）＞

イ 第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含む物
ロ 別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの
ハ ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
ニ 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫
ホ 電気洗濯機又は衣類乾燥機
ヘ テレビジョン受信機のうち、次に掲げる物
(1) プラズマ式のもの又は液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)
(2) ブラウン管式のもの
ト 電動ミシン
チ 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
リ 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
ヌ ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

改定案

十八 電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品、又は、それらの処理に伴い生ずるくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

ル 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
ヲ フィルムカメラ
ワ 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
カ ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(二に掲げる物を除く。)
ヨ 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(八に掲げる物を除く。)
タ 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(ホに掲げる物を除く。)
レ 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
ソ ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
ツ 電気マッサージ器
ネ ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
ナ 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
ラ 蛍光灯器具その他の電気照明器具
ム 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
ウ 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
ヰ ラジオ受信機又はテレビジョン受信機(ヘに掲げる物を除く。)

ノ デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
オ デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
ク パーソナルコンピュータ
ヤ プリンターその他の印刷用電気機械器具
マ ディスプレイその他の表示用電気機械器具
ケ 電子書籍端末
フ 電子時計又は電気時計
コ 電子楽器又は電気楽器
エ ゲーム機その他の電子玩具又は電動式玩具
テ 給湯器
ア 配電盤

(参考) バーゼル法において規制対象となっている有害なe-waste



バーゼル法において輸出入承認が必要な特定有害廃棄物等として明確化された 再使用できない電気・電子機器（規制対象36品目）

日本では、平成29年のバーゼル法改正を受けて、以下のe-wasteをすでに規制対象としている。

1. ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）のもの及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピューター
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動モシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
33. 給湯器
34. 配電盤
35. 無停電電源装置（UPS）
36. 冷却用コンプレッサー（黒モーター）

- 現行法令では、家電4品目＋小電28品目＋業務用機器（給湯器、配電盤、UPS、冷却用コンプレッサー）を有害なe-wasteとして規制対象。混合物の一部として含むものも対象。

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）
2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正
- 3. e-waste改正に伴うバーゼル法の下での規制対象物の明確化**
4. 今後の予定

我が国のe-waste輸出状況のヒアリング調査

・ 目的：

- 日本及び他国の貿易統計に基づく情報と、輸出入に関するリサイクル市場の動向等の文献資料をクロスチェックし、**e-waste由来のミックスメタルの輸出の状況**について定量的に把握する。
- ヒアリング調査を通じて、処理や輸出の実態を把握する。

・ 対象製品：

- e-wasteに関する附属書改正により規制の対象となる**機器や関連する部品、破砕物**と想定されるもの

国内でe-wasteを取り扱い、処理物を輸出する事業者は以下の3つのパターンに大別される。

- ① **複数の機械選別**工程を経て、品位の高い材料（炉前材レベル）まで選別・加工して輸出する事業者



異物の混入が少ないことが目視でも確認できるレベル

- ② 複数の機械選別工程及び手選別を経て、**輸出先の規制状況により選別・加工のレベルを変えて**輸出する事業者



香港向け
(異物が少し含まれる)

中国向け

- ③ 機械選別を行わず、**重機や手作業、目視による選別、分類**を経て、輸出する事業者



*一例としての掲載

- **有害なe-waste (A1181)**は既に規制対象となっているため、**従来どおりの判断を継続**。
- 規制対象は、**既に規制対象となっている機器36品目、それから発生する部品、並びに、それらを含むもの（破砕物）**。
- これら機器と部品については、分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令に記載する有害物質を含まないのであれば、A1181には該当しない。ただしその場合でも、Y49に該当することに留意。

以下、2つについては、「特定の」と示されているため、詳細を示す。

① **基板**

- 範囲省令にて、法改正により明確化された使用済み家電製品等と関係が強い「**金属又は合金の身から成る電気部品（GC010）**」と「**プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属の回収に適したもの（GC020）**」については、**リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合**（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、事前通告・同意手続の**規制対象外**のまま。
- **GC020に該当する破砕した基板**については、部品における取り扱いと同じくリサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、**規制対象外**。

② **ディスプレイ機器**

ディスプレイその他の表示用電気機械器具としてすでに規制対象。

e-waste改正に伴う変更： Y49（規制対象となる非有害な廃棄物）



- 範囲省令別表第四の一の項第十八号に掲げる機器36品目のうち、**分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令に記載する有害物質を含まないものがY49に該当する。**

- Y49の部品の範囲として、「附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当するものを除く」としている。そのため、**Y46からY48に該当するものは、Y49には含まれない**。またY49は非有害の項目になるため、他の非有害な廃棄物の項目の対象となっているものは含まない。
- 範囲省令別表第四の一の項第十八号に掲げる機器36品目のうち、**分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令に記載する有害物質を含まないものがY49に該当**。

① 基板

- 範囲省令にて、法改正により明確化された使用済み家電製品等と関係が強い「**金属又は合金の身から成る電気部品（GC010）**」と「**プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属の回収に適したもの（GC020）**」については、**リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合**（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、**規制対象外**のままとなる。

② ディスプレイ機器

- 分解可能な最小単位で成分分析をした上で、**全ての部品において範囲省令に記載する有害物質を含まないディスプレイ**については、Y49に該当。

③ バッテリー

- 既存のバッテリー項目として、**A1170**と**B1090**がある。
- **A1170の対象は、分別されていない電池に加え、カドミウム、水銀、鉛の蓄電池**。多種多様な電池の混入の可能性がある市中回収等の電池のくずに関しては、A1170に該当。
- **B1090**にあたる別表第三の一の項第十号は「**分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず**（別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）」とあるため、これらの**条件を満たせば、B1090**となりY49には該当しない。
- 一方で、e-wasteに含有される電池として上記以外に、**リチウムイオン電池やニッケル水素電池等が部品として含有されるため、当該電池はY49として規制対象**としてはどうか。

- ④ 鉱油を抜いた冷却用コンプレッサー（黒モーター）
 - これまで、**冷却用コンプレッサーについては**、範囲省令別表第四の三の項第二号に基づき、「当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置を有するものに限る。）」の場合は**規制対象**とされ、**鉱油を抜いたものについては非有害な冷却用コンプレッサーとして規制対象外**となっていた。
 - 今回の改正を受け、冷却用コンプレッサーは**鉱油を抜いた非有害な冷却用コンプレッサーについてもY49として規制対象に追加**。
 - なお、冷却用コンプレッサーのうち、鉱油を抜いた後に切断し、モーターコアを取り出し分解したもので金属のくず（B1010）に該当するものは規制対象外とする。
- ⑤ 鉱油を抜いたトランス
 - **トランスについては**、範囲省令別表第四の一の項第十八号イ、別表第四の三の項第十八号、別表第六の二十五の項八に基づき**規制対象**とされ、**鉱油を抜いたものについては非有害なトランスとして規制対象外**となっていた。
 - 今回の改正を受け、トランスは**鉱油を抜いた非有害なトランスについてもY49として規制対象に追加**。

- 破碎物に**基板**が混入している場合、その基板に有害物質が含有されていないことを証明できなければA1181、証明できた場合はY49。ただし、OECD向けの輸出、又は全ての国からの輸入においては、省令別表第二の二の項第二号の**GC020に該当する場合には規制対象外**となる。

- **規制対象である雑品スクラップと、規制対象外であるメタルスクラップ・メタルスクラップシュレッダーの間の線引きを行う。**
 - ① 法改正により明確化された機器等を破砕して、分別し、ある程度均質な状態になるまで整えられ、**そのまま原料として使用できる状態にまで調製されたものについては、Y49非該当とみなす。**例えば、機器等には鉄、銅、アルミニウム等が使用されているが、使用済家電製品等が手解体後、機械破砕を経て、物理選別（磁力、風力、浮力）等の選別工程後、それぞれの金属・合金ごとに一定程度均質な状態にまで整えられており、異物の混入が認められないスクラップの状態になれば、**B1010に該当するものとして規制対象外**となる。
 - ② また**シュレッダー**とは、大きさがおよそ10cm以下になるまで破砕機にかけた状態をさす。シュレッダーについても同様な状態にまで選別されて**一定程度の均質な状態にまで調整されていればB1050として規制対象外**となる。なお、**省令別表第六に掲げる有害物質を含まないことが前提であり、含む場合、有害な廃棄物として規制対象**となる。
- なお、プラスチックの破砕物が多く混入する場合、当然プラスチック関連項目（Y48、A3210、B3011）に該当するかどうか判断する必要有。

① メタルスクラップ

複数の機械選別工程を経て、
一定程度均質な状態にまで整
えられた、異物の混入が認め
られないもの



B1010該当

② メタルスクラップシュ レッター

複数の機械選別工程及び手選
別を経て、一定程度の均質な
状態にまで調整された、大き
さがおよそ10cm以下のもの



B1050該当

③ 規制対象となるもの

異物が多いもの・多く含まれるもの



Y49またはA1181該当

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正（e-waste改正）
2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正
3. e-waste改正に伴う検討が必要な新たな規制対象物
4. 今後の予定

年	日付	予定
2024	7月	検討会第4回
	8月	検討会第5回
	8月	省令・判断基準パブコメ開始
	9月	パブコメ締切
	10月	改正省令公布・判断基準公表
2025	1月1日	改正発効・改正省令施行、判断基準運用開始
	1月15日	OECDへのe-waste規制の通報期限

- 機器、部品、破砕物において、判断基準で拾えていないものはないか。
- 特に基板類と電池において、判断基準の整理で問題ないか。
- Y49の処理から生じる廃棄物において、事前通告・同意手続の規制対象外となる基準については問題ないか。

